

令和 5 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

令和 6 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第15号
令和6年9月18日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

小畑由起夫
岸本かずなお
吉岡たけし
花岡正浩

令和5年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査について

令和6年8月9日付け財第1306号で審査依頼がありました令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	7
4	将来負担比率	9
第4	資金不足比率の状況	11

(参考)

1	兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率との比較	12
2	用語の説明	13
3	比率算定の対象となる範囲	17

第1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、令和5年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が16.3%、将来負担比率が321.5%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか8会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額及び資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		令 和 5 年度	令 和 4 年度	比 較 増 減 (△)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	16.3	15.5	0.8	25	35
	将 来 負 担 比 率	321.5	330.8	△9.3	400	—

区 分		令 和 5 年度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	

2 審査の意見

単年度（令和5年度）の実質公債費比率は17.5%で、令和6年3月に見直しが行われた兵庫県県政改革方針（以下「県政改革方針」という。）の財政フレームで見込まれた単年度の比率（17.7%）を0.2ポイント下回っているものの、前年度（15.9%）と比較すると1.6ポイント悪化している。

健全化判断比率として算定される実質公債費比率（前3か年（令和5年度、4年度及び3年度）の平均）は16.3%で、前年度（15.5%）と比較すると0.8ポイント悪化している。

一方、将来負担比率については、県政改革方針の財政フレームの見込み（323.2%）を1.7ポイント下回るとともに、前年度（330.8%）と比較すると9.3ポイント改善している。〔12頁〕

前年度に比べ、実質公債費比率が悪化していること、将来負担比率は改善したものの依然として高い水準となっていること等を考慮すると、本県の財政は引き続き厳しい状況にあることに変わりはない。

また、県政改革方針の財政運営指標では、令和7年度の実質公債費比率（3か年平均）が県債の発行に総務大臣の許可が必要となる18.0%を超過し、10年度までの収支不足総見込額は215億円となるなど、本県の財政は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれている。

なお、令和6年2月には、健全化判断比率の算定にあたり安全かつ確実とはいえない運用が県債管理基金残高に含まれていることが判明し、これを控除することが適当と判断され、平成19年度まで遡及して再算定を行うこととなり、再審査を行ったところである。

県政改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政基盤を確立するとともに、財政状況の透明性の確保についても一層の意を用いられたい。

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

令和5年度	令和4年度	比較増減 (△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	＝	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	令和5年度 実質収支	令和4年度 実質収支	比較増減 (△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	14,110,995	22,794,313	△8,683,318
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	39,580	1,178,495	△1,138,915
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	—	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	14,150,575	23,972,808	△9,822,233

- (注) 1 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。
2 基金管理特別会計は令和5年3月31日をもって廃止された。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は14,150,575千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計で8,683,318千円減少、県営住宅事業特別会計で1,138,915千円減少したため、9,822,233千円減少(減少率41.0%)している。

ただし、一般会計においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金活用事業等の実績減に対する国庫返納金などが含まれており、後年度に精算が生じる見込みである。この精算分^(※)は、5年度は10,608百万円、4年度は16,782百万円で、これを除いた実質収支額の合計は、5年度は3,542百万円、4年度は7,190百万円の黒字である。

(※) 精算分は百万円単位で記載している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

令和5年度	令和4年度	比較増減 (△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		令和5年度	令和4年度	比較増減(△)	
一 般 会 計 等 の 実 質 収 支 額		千円 14,150,575	千円 23,972,808	千円 △9,822,233	
公 営 事 業	国民健康保険事業特別会計	6,732,816	10,712,996	△3,980,180	
	公 営 企 業 の 資 金 不 足 額 (△) ・ 資 金 剰 余 額	病 院 事 業 会 計	75,885	4,990,406	△4,914,521
		水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	27,695,354	23,260,788	4,434,566
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	16,342,464	14,550,955	1,791,509
		水 源 開 発 事 業 会 計	170	170	0
		地 域 整 備 事 業 会 計	0	0	0
		企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	4,204,055	3,194,728	1,009,327
		地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	4,141,255	2,868,823	1,272,432
		流 域 下 水 道 事 業 会 計	1,566,774	551,311	1,015,463
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	96,572	149,706	△53,134		
合 計		75,005,920	84,252,691	△9,246,771	

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は75,005,920千円の黒字で、前年度と比較すると、水道用水供給事業会計ほか4会計で実質収支額及び資金剰余額が9,523,297千円増加したものの、一般会計等ほか3会計で実質収支額及び資金剰余額が18,770,068千円減少したため、9,246,771千円減少（減少率11.0%）している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

令和5年度	令和4年度	比較増減(△)
16.3%	15.5%	0.8

実質公債費比率(3か年平均)は16.3%となっており、前年度の15.5%と比較すると、0.8ポイント悪化している。

これは、単年度の比率が令和2年度(15.1%)から、4年度に実施した基金集約解消の影響により減債基金積立不足率が増加し、積立不足に対する加算が増加したこと等により17.5%となった5年度に置き換わったことによるものである。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
分 子 ①	千円 168,360,610	千円 150,037,126	千円 149,578,962	千円 137,779,132
分 母 ②	961,559,829	940,446,979	964,588,017	907,547,948
単年度の比率 (①/②)	% 17.5	% 15.9	% 15.5	% 15.1
実 質 公 債 費 比 率	令 和 4 年 度	—	(3か年平均) 15.5%	
	令 和 5 年 度	(3か年平均) 16.3%		—

(注) 単年度の比率は小数点第2位以下を切り捨てたものを記載した。

(3) 実質公債費比率（単年度）の前年度との比較

令和5年度は前年度に実施した基金集約解消の影響により減債基金積立不足率が増加し積立不足に対する加算が3,513,753千円増加したこと等により算定上の分子の額は18,323,484千円増加した。

一方、企業業績の回復に伴う法人関係税の増加等により標準税収入額が増加したこと等から、算定上の分母である標準財政規模等は21,112,850千円増加したものの、分子の増加幅が分母の増加幅を上回ったため、単年度の実質公債費比率は17.5%となり前年度の15.9%から1.6ポイント悪化している。

(分子)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 329,344,732	千円 314,720,908	千円 14,623,824
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	24,932,971	21,419,218	3,513,753
	準元利償還金	12,389,650	12,684,278	△294,628
	計 ①	341,734,382	327,405,186	14,329,196
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特 定 財 源	13,600,729	16,428,941	△2,828,212
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	159,773,043	160,939,119	△1,166,076
	計 ②	173,373,772	177,368,060	△3,994,288
分子の額 (①－②)		168,360,610	150,037,126	18,323,484

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,121,332,872	千円 1,101,386,098	千円 19,946,774
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	159,773,043	160,939,119	△1,166,076
分母の額 (③－④)		961,559,829	940,446,979	21,112,850

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

令和5年度	令和4年度	比較増減 (△)
321.5%	330.8%	△9.3

将来負担比率は321.5%で、前年度の330.8%と比較して、9.3ポイント改善している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減 (△)
分 子	千円 3,091,947,913	千円 3,111,659,490	千円 △19,711,577
分 母	961,559,829	940,446,979	21,112,850

(3) 前年度との比較

令和5年度は、将来負担額から差し引く地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が85,430,274千円減少等したものの、充当可能基金額が70,113,487千円増加したことに加え、将来負担額である地方債現在高が57,733,408千円減少したこと等から算定上の分子の額が19,711,577千円減少した。

また、普通交付税と臨時財政対策債の合計は減少したものの、企業業績の回復に伴う法人関係税の増加等により標準税収入額等が増加したこと等から算定上の分母である標準財政規模等が21,112,850千円増加し、将来負担比率は改善している。

(分子)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減(△)	
将来負担額	地方債の現在高	千円 5,335,678,325	千円 5,393,411,733	千円 △57,733,408	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	14,715,419	12,629,830	2,085,589	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	160,863,003	164,933,479	△4,070,476	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	13,698	20,536	△6,838	
	退職手当負担見込額	319,252,378	310,966,107	8,286,271	
	設立法人の負債額 等負担見込額	58,580,851	47,614,899	10,965,952	
	内訳	兵庫県道路公社	30,163,524	19,270,423	10,893,101
		兵庫県土地開発公社	0	0	0
		兵庫県公立大学法人	0	0	0
		公益社団法人ひょうご農林機構	25,726,948	25,935,196	△208,248
		兵庫県住宅供給公社	56,000	60,000	△4,000
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償等	2,634,379	2,349,280	285,099
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計 ①	5,889,103,674	5,929,576,584	△40,472,910		
差将来引く負担額からの	充当可能基金額	561,792,991	491,679,504	70,113,487	
	特定財源見込額	152,761,974	158,206,520	△5,444,546	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,082,600,796	2,168,031,070	△85,430,274	
	計 ②	2,797,155,761	2,817,917,094	△20,761,333	
分子の額(①-②)		3,091,947,913	3,111,659,490	△19,711,577	

(分母)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減(△)
標準財政規模 ③		千円 1,121,332,872	千円 1,101,386,098	千円 19,946,774
標準財政規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額④	159,773,043	160,939,119	△1,166,076
分母の額(③-④)		961,559,829	940,446,979	21,112,850

第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	令和5年度	令和4年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
地域創生整備事業会計	—	—	—
流域下水道事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

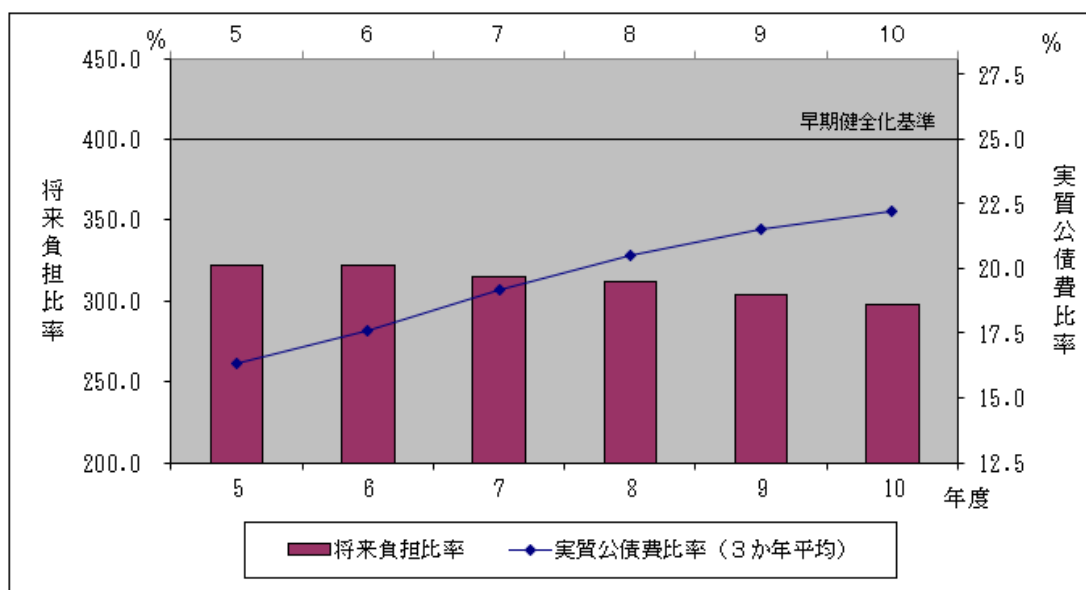
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 兵庫県県政改革方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率との比較

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実質公債費比率 (3か年平均)	% 16.4	% 17.6	% 19.2	% 20.5	% 21.5	% 22.2
実 績	16.3	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	17.7	19.1	20.8	21.6	22.3	22.8
実 績	17.5	—	—	—	—	—
将 来 負 担 率 比	323.2	322.3	314.7	311.5	304.2	297.9
実 績	321.5	—	—	—	—	—

(注) 令和6年3月に改定された兵庫県県政改革方針に基づき記載した。



(注) 令和5年度は実績、6年度以降は見込みの比率とした。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。
実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

- ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

3 比率算定の対象となる範囲

